

南部町 DX【デジタルトランスフォーメーション】推進基本計画

令和4年2月

南部町デジタル推進課

— 目次 —

1	基本理念	1
	南部町DX推進基本計画の策定にあたって	
	(1) 策定の背景と趣旨	
	(2) 国が唱える自治体DX推進の意義	
2	本基本計画の位置付け	3
	(1) 本基本計画の位置付け	
	(2) 国の法令等と本基本計画との関係	
	(3) 第2次総合計画と本基本計画の関係	
	(4) 本基本計画の対象期間	
3	デジタル化の現状	5
4	南部町のデジタル化の取り組み方針	8
	(1) 南部町の自治体DX	
	(2) 第2次総合計画における政策実現のためのDX戦略	
5	南部町の推進体制組織図	14

《基本理念》 持続可能で住みよい町の暮らしをデジタルで実現！！

来るべきデジタル社会にあって全ての町民一人ひとりが生き生きとした暮らしを実現するためには、その恩恵を公平に享受できるようにすることが必要です。また全職員が一致団結して業務改革に取り組みその人的資源を行政サービスの向上に繋げることが必要です。

デジタル化という大海原を「なんぶ号」で渡り切るためには、職員の皆さんが本計画の理念を理解し、率先してデジタルの活用による業務効率化を推し進めることが重要です。

1 南部町 DX 推進基本計画の策定にあたって

(1) 策定の背景と趣旨

人口の減少、少子高齢化が進み、自治体は、生産年齢人口の減少、地域の担い手不足、財政環境の悪化など厳しい現状に直面しています。一方で、そうした社会の変化を背景に社会課題は複雑化しており、自治体は、多様化、複雑化する町民ニーズに対応しつつ、持続可能な行政サービスを提供することが求められています。経営資源であるヒト・モノ・カネが制約される状況にあって、A I (※1) やR P A (※2) などの新しいデジタル技術等を使って業務の効率化を図り、職員は職員にしかできない業務に注力するスマート自治体へ転換する必要があります。

2000（平成12）年度に高度情報通信ネットワーク社会形成基本法が定められました。新型コロナウイルス感染症拡大により、私たちは生活の中で「密」を避けることや人との接触を回避するための行動、働き方等の変容を強いられた結果、日本のデジタル化が遅れていることが浮き彫りとなりました。テレワーク、リモート授業、オンライン会議、キャッシュレス決済など「新しい日常」に対応するため社会のデジタル化が急がれています。

国ではデジタル庁が発足し、地方公共団体の基幹業務等のシステムの統一・標準化、行政手続きのオンライン化を加速するため、自治体DX推進計画を作成し社会変革を進めるデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）(※3)を推し進めています。

こうした状況を踏まえ、南部町におけるデジタル社会の実現を推進するために、南部町のデジタル化の基本的な考え方を示す基本計画を策定することとしました。

- (※1) AI : Artificial Intelligenceの略で人工知能のこと
- (※2) RPA : Robotic Process Automationの略でソフトウェア・ロボットによる自動化
- (※3) デジタルトランスフォーメーション(DX) : ウメオ大学 (スウェーデン) のエリック・ストルターマン教授が2004年に提唱した概念で、「X」は「Trans-」(Transformationなど)や「Ex-」(Experienceなど)の略語として用いられるため、デジタルによる変革 (Digital Transformation) はDXと略される

(2)国が唱える自治体DX推進の意義

デジタル化の遅れに対して迅速に対処するとともに、「新たな日常」の原動力として、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく社会全体のDXを推進するため、その目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。

このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要であり、自治体のDXを推進する意義は大きいとされ、自治体においては、次の取り組みが求められています。

- ・ 自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させること
- ・ デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくこと

さらには、データが価値創造の源泉であることについて認識を共有し、データの様式の統一化等を図りつつ、多様な主体によるデータの円滑な流通を促進することによって、EBPM (※4) 等により自らの行政の効率化・高度化を図ることが可能となります。

加えて、多様な主体との連携により民間のデジタル・ビジネスなど新たな価値等が創出されることにより、我が国の持続的かつ健全な発展、国際競争力の強化にも繋がっていくことが期待されるとされています。

- (※4) EBPM : Evidence-Based Policy Making の略。統計や業務データなどの客観的な証拠に基づく政策立案のこと

2 本基本計画の位置付け

(1)本基本計画の位置付け

デジタル改革関連6法（※5）及び国の各種計画等並びに南部町第2次総合計画を踏まえ、本基本計画を次のとおり位置づけます。

ア 「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（2020（令和2）年12月25日閣議決定）「デジタル・ガバメント実行計画」が示す方針を踏まえ、本町が実現すべき基本計画として位置付けます。

イ 総務省「自治体DX推進計画」が示す取組事項を本町で具体化するための基本計画として位置付けます。

ウ 南部町第2次総合計画が示す目指すべきまちの姿「人と自然が響き合いともに創る なんぶ暮らし」を実現するための指針として基本計画として位置付けます。

（※5）①デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）、②デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）、③デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）、④公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）、⑤預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和3年法律第39号）、⑥地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）

(2)国の法令等と本基本計画との関係

国においては、デジタル社会の実現に向けたデジタル関連6法が2021（令和3）年5月19日に公布されました。

これら6法案はデジタル社会の形成に関し、国・地方公共団体の及び事業者の責務等を規定するほか、情報システムの整備・管理、住民基本台帳法等の法律の一部改正、特定公的給付の支給のためのマイナンバーを活用した口座情報の活用、預貯金者の意思に基づくマイナンバーの利用による預貯金口座の管理など、いずれも今後のデジタル社会を築く礎となるものです。

また、2020（令和2）年12月25日には、デジタル庁の創設や全省庁及び地方自治体のDX推進のための基本方針である「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」と実行計画である「2020年改訂版デジタル・ガバメント実行計画」が閣議決定され、「自治体DX推進計画」が策定されました。

これらは、本町が自治体DXを実現する上で指針ともいえる内容で、着手すべき重要な方向性と整備内容が示されています。

(3)第2次総合計画と本計画との関係

本基本計画は将来への展望に立ったまちづくりのめざす姿と方向性を定める本町の最上位計画として策定された「第2次総合計画」に基づいています。

(4)本基本計画の対象期間

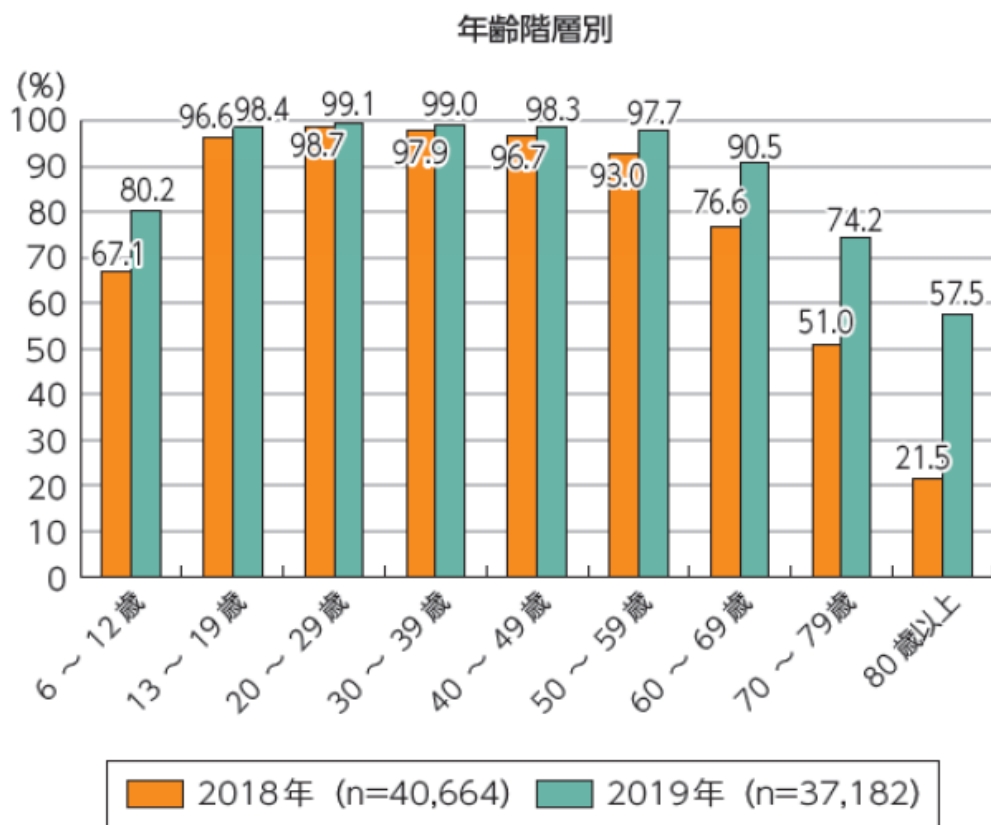
2022（令和4）年3月から2026（令和8）年3月までを本計画の対象期間とします。

本計画は、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービス（IaaS、PaaS、SaaS）の利用環境（「（仮称）Gov-Cloud」）の活用に向けた検討、デジタル庁の設置など国の動向を反映させるよう適宜見直しを行います。

3 デジタル化の現状

国は、2000（平成12）年度に高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）を制定し、インターネットなどの高度情報通信ネットワーク環境を整えてきました。その結果、2001（平成13）年時点で国民の46.3%であったインターネット利用者は、2019（令和元）年時点で89.8%となっています。

2019（令和元）年における個人の年齢階層別インターネット利用率では、70歳～79歳までの階層で74.2%、60歳～69歳までの階層で90.5%がインターネットを利用しており、今後も年数を重ねるごとに高齢者の利用は増加し、義務教育世代へもGIGAスクール構想（※6）によりICTを効果的に活用した情報教育が導入され、全年代でのインターネット利用者の増加は確実な状況です。

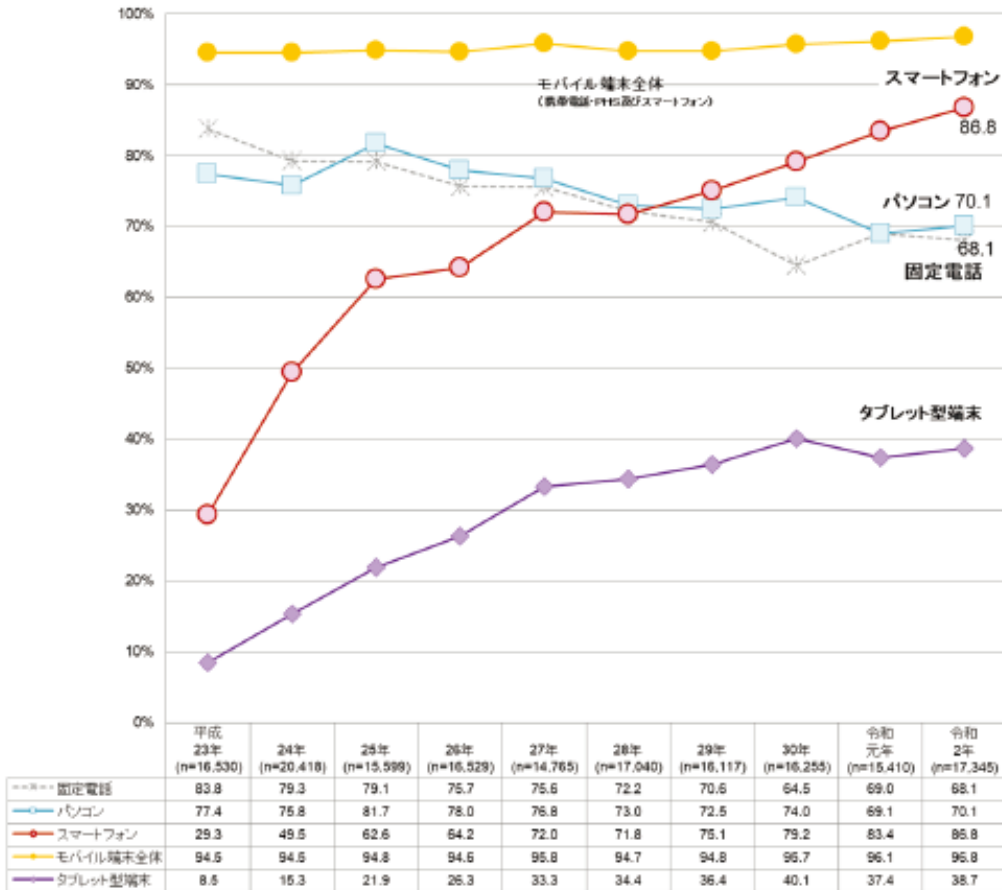


2010（平成22）年時点で9.7%であったスマートフォン保有世帯数の割合は、2019（令和元）年時点で83.4%となっています。また、タブレット型端末やウェアラブル端末（※7）保有世帯数も増加傾向にあります。

こうしたことから、町民にとって、パソコンやスマートフォン等の情報通信機器は、快適で豊かな日常生活を送るために欠かせないものとなっていると言えます。

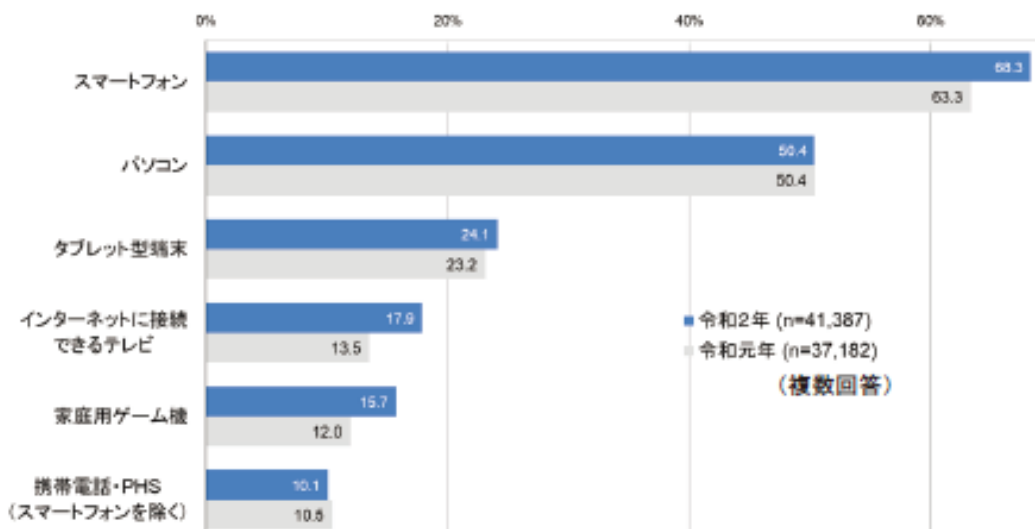
(平成23年～令和2年)

スマートフォンを保有している世帯の割合が堅調に伸びており(86.8%)、パソコン(70.1%)・固定電話(68.1%)を保有している世帯の割合を上回っている。



当該比率は、各年の世帯全体における各情報通信機器の保有割合を示す(複数回答)

インターネット利用機器の状況(個人)



(出典) 総務省「通信利用動向調査」

(※6) G I G Aスクール構想：文部科学省が2019（令和元）年12月に打ち出した児童生徒向けの学習用パソコンを1人1台配置し、高速大容量ネットワークを一体的に整備する計画

(※7) ウェアラブル端末：腕や頭部など身に着けて利用する情報端末

【南部町のこれまでのデジタル化の状況】

本町ではこれまで、全職員へのパソコン配備（一部業種を除く）、電子決裁システムをはじめ各種システムの導入、リモートワーク、電子申請、R P Aの実装、窓口手数料のキャッシュレスなどデジタル化に取り組んでいるところですが、ペーパーレス化やD Xの前提となる業務改革など、まだまだ改善を図らなければならない課題が数多くあるため、解決に向けて前進する必要があります。

4 南部町のデジタル化の取り組み方針

(1) 南部町の自治体DX

総務省が策定した「自治体DX推進計画」において示されている地方自治体
が取り組むべき事項・内容については次のとおりです。

ア 自治体の情報システムの標準化・共通化について【重点取組事項】

「自治体DX推進計画」における自治体の情報システムの標準化・共通化の
取組方針として、「自治体は、目標時期を2025（令和7）年度とし、「(仮称)
Gov-Cloud」の活用に向けた検討を踏まえ、基幹系17業務システムに
ついて国の策定する標準仕様に準拠したシステムへの移行に対応するための
準備を始める必要があります。

- 今後、全庁的・横断的な推進体制を整え、現行のシステム調査やスケジ
ュール策定をはじめとして計画的かつ本町に適したシステムの導入に向け
た検討を行います。

イ マイナンバーカードの普及促進について【重点取組事項】

マイナンバーカードは、オンラインで確実に本人確認ができ、デジタル社会
の基盤となるものであり、国は2022（令和4）年度末にはほぼ全国民にマイナ
ンバーカードが行き渡ることを目指しています。本町はカード交付率で約
34.4%であり、国の約39.9%、県の約38.0%（いずれも2021（令和3）年12月
1日数値）と比較して低位であることから、毎月1回土曜日開庁により交付事
務を行っています。

- 今後は、マイナンバー交付円滑化計画に基づき、出張申請受付、臨時交
付窓口の開設及び休日開庁の拡充など、新型コロナウイルス感染症拡大の
状況も見定めながら、申請・交付体制の充実を図ります。

ウ 自治体の行政手続のオンライン化【重点取組事項】

国の取組方針として「デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受で
きるよう、2022（令和4）年度末を目指して、原則、全自治体で、特に国民の
利便性向上に資する手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを
用いてオンライン手続を可能にする。具体的には、以下の31手続を対象とし
て、積極的・集中的にマイナポータルを活用したオンライン化を進める。」と
されています。

子育て関係（15手続き）※市町村対象手続き		
児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求	保育施設等の利用申込	高額介護（予防）サービス費の支給申請
児童手当等の額の改訂の請求及び届出	保育施設等の現況届	介護保険負担限度額認定申請
氏名変更／住所変更等の届出	児童扶養手当の現況届の事前送信	居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請
受給事由消滅の届出	妊娠の届出	居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請
未支払の児童手当等の請求	介護関係（11手続き） ※市町村対象手続き	住所移転後の要介護・要支援認定申請
児童手当等に係る寄附の申出	要介護・要支援認定の申請	被災者支援関係（1手続き） ※市町村対象手続き
児童手当に係る寄附変更等の申出	要介護・要支援更新認定の申請	罹災証明書の発行申請
受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出	要介護・要支援状態区分変更認定の申請	自動車保有関係（4手続き） ※都道府県対象手続き
受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出	居住（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出	自動車税環境性能割の申告納付
児童手当等の現況届	介護保険負担割合証の再交付申請	自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告
支給認定の申請	被保険者証の再交付申請	自動車税住所変更届出書 自動車の保管場所証明の申請

- これに先んじて本町では、2021（令和3）年より「とっとり電子サービス」を活用した電子申請を開始し、今後、各課においてその取扱い項目を増やすべく、職員研修を行っています。

エ 自治体のAI・RPAの利用推進【重点取組事項】

本町においては、RPAを既に導入しており、2021（令和3）年度には一部業務において実証実験に取り組んでいます。

また、2020（令和2）年からAI音声認識（議事録作成システム）「Am i Voice」を導入しているところではありますが、RPAと同様に今後の活用拡充の検討が必要であります。

- AIは、様々な用途に応じたものがあるため、その費用対効果も見極めながら、今後も、業務の見直しを行い町民サービス向上や業務の効率化を図るためAIやRPAの利活用を推進していきます。

オ テレワークの推進【重点取組事項】

テレワーク（※8）は、ICTを活用して時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であり、職員一人ひとりのライフステージに合った多様な働き方を実現できる「働き方改革」の切り札であります。また、今般の新型コロナウイルス対策においては、感染拡大の未然防止や行政機能の維持のための有効な手段となります。

本町においては、2020（令和2）年4月に新型コロナウイルス感染症拡大による初の「緊急事態宣言」が都市部を中心に発出されたのを機に、感染症拡大の未然防止や行政機能を維持するための分散勤務に対応するため、セキュリテ

ィ対策を講じたパソコンを庁舎外で使用できるように整備するとともに、職員の在宅勤務も可能となりました。

➤ 今後は更なる利活用を推進し、その課題等を掘り起こしていきます。

(※8) テレワーク：情報通信技術を活用した、場所や時間にとられない柔軟な働き方

カ セキュリティ対策の徹底【重点取組事項】

情報セキュリティ対策については、2015（平成27）年以降に実施された、いわゆる「三層の対策」により抜本的強化が図られたが、行政手続のオンライン化、テレワーク、クラウド化など新たな時代の要請を踏まえ、業務の利便性・効率性の向上を目的とした見直しを行うため、2020（令和2）年12月に総務省が「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改定を行いました。

➤ 本町においては、2008（平成20）年に南部町情報セキュリティポリシーの改定を行っているが、総務省の当ガイドライン改定を受けて本年度中に見直しを行い、情報セキュリティ対策の徹底に取り組みます。

キ 地域社会のデジタル化【自治体DXの取組みとあわせて取り組むべき事項】

本町の通信及び放送を支えてきた同軸ケーブルの老朽化と通信基盤の進展を踏まえ、2020（令和2）年度から光ファイバーの幹線工事に着手しており、2023（令和5）年度までに各戸への引き込み工事を完了する予定としています。

➤ 今後、この基盤を有効に活用し、LPWA（※9）などを用いて、条件不利地域等におけるデジタル技術を活用したサービスの高度化、デジタル技術を活用した安心・安全の確保など、多くの町民がメリットを享受できる地域社会のデジタル化を推進します。

(※9) LPWA：Low Power Wide Areaの略で消費電力を抑えて遠距離通信を実現する通信方式

ク デジタルデバイス(※10)対策【自治体DXの取組みとあわせて取り組むべき事項】

総務省の「通信利用動向調査」では、70歳以上の年齢層は70歳未満の年齢層に比べ、インターネット利用率が低い状況にあります。本町の高齢者人口（65歳以上人口）は2021（令和3）年8月末現在3,984人であり、全町民（10,536人）に対する割合が37.81%（南部町調べ）となっており、県の32.1%及び国の28.8%（※11）と比較しても非常に高い割合となっています。

➤ 本町ではシニア層を中心にスマートフォンに不慣れな方へのスマホ講座など実施することとし、デジタル技術の利活用により、すべての町民が

日々の生活でデジタル化の恩恵を広く受けられるよう、情報格差是正に取り組めます。

(※10) デジタルデバイト：ICTを利用して恩恵を受ける者と、利用できずに恩恵を受けられない者との間に生ずる格差

(※11) 令和3年版高齢社会白書（内閣府）

ケ BPR(※12)の取組みの徹底(書面・押印・対面の見直し)【その他】

行政手続における書面・押印・対面の見直しについては、町民サービスの向上に資するものとして地方公共団体においても積極的に取り組むことが求められています。

本町では、2021(令和3)年度から規則を整備して押印の見直しを行うなど、押印の廃止を進めています。

- 今後、書面・押印・対面の更なる見直しを行うとともに行政手続のオンライン化を積極的に進め、BPRの取組みを推進します。

(※12) BPR：Business Process Re-engineeringの略で、既存の業務内容や業務フロー、組織構造を全面的に見直し、再設計することをいう。

コ オープンデータの推進【その他】

官民データ活用推進基本法では、地方公共団体は、国と同様に、保有するデータを国民が容易に利用できるような必要な措置を講ずるものとされており、行政保有のデータをオープン化し、オープンデータとして町民、地域、企業が共有できる環境をつくり、新たな価値や文化の創造ができるように推進する必要があります。

- 本町においてもハザードマップ、地域防災計画における指定避難所一覧、保育施設一覧等々をHP上で公開はしているものの、（鳥取県オープンデータ）ポータルサイト等への掲載などは行ってなく、町民、地域、企業が共有できる環境は整っているとは言い難い状況です。今後はGISシステムを活用し、台帳情報を職員間で共有するとともに、将来的にはそれらの情報を（許可されたルールの範囲内で）利便的に公開することで地域課題解決などに繋がります。

(2) 第2次総合計画における政策実現のためのDX戦略

政策1 豊かな里を紡ぐまちづくり

【基本事業】「開かれた町政と自治協働の推進」「魅力ある農業と商工業の振興」

- 業務の効率化を図り、職員は職員にしかできない業務に注力し、町民と行政が協働したまちづくりを進めます。
 - ・役場業務にRPAなどのデジタル技術を活用
 - ・防災、防犯、見守りサービス等にAI、IoTを活用
- スマート農業を推進し、農業等従事者の減少による労働力不足を補うとともに、農作業の効率化・省力化・高品質化を目指します。
 - ・圃場情報の収集、種子散布及び農薬散布などにドローンを活用
 - ・地域の実情に応じ、GIS、AI、IoTを用いた対策を検討

政策2 豊かな里が心育むまちづくり

【基本事業】「保育及び学校・家庭教育の充実」「歴史・文化及びスポーツの振興」「子どもが健やかに育つ環境づくり」「健康づくりの推進、ともに支え合う地域づくり」

- ICTを積極的に導入し、保育及び学校・家庭教育の充実を図るとともに、子どもたちが健やかに育つ環境づくりを進めます。
 - ・ICT支援業務やコミュニケーション(保護者連絡)ツール[hugmo等]の活用
 - ・デジタル教材を活用したICT教育のあり方を検討
 - ・大学の運動部と町内中学校等の部活をICTで結び、スマートコーチとして指導を検討
 - ・ネットサービスでの「全国統一スマホデビュー検定」を活用するなど、親子でインターネットに関するルールづくりを啓発
- ICT技術を活用し、郷土の文化を次代に繋ぐとともに、スポーツ環境を整備しスポーツを通じた仲間づくり、健康づくりを進めます。
 - ・文化財等の重要資料をデジタルアーカイブ化
 - ・スマートフォン用アプリやGPSウォッチを用いたバーチャルレースなどを開催
- ICT技術を活用し、誰もが健康を意識して健康的な生活習慣を身につけることができるようにします。
 - ・ウォーキングやジョギング用の無料アプリを活用
 - ・栄養士や保健師がスマートコーチ(遠隔指導アプリ)などを通じて栄養指導の実施
 - ・見守りシステムに自立支援・重症化防止にいかん資するののかという観点も組み入れたシステム構築

政策3 豊かな里に調和するまちづくり

【基本事業】「快適な生活環境の整備」「移住定住・交流・観光の推進」「生活安全体制の強化」

- SNSやICTを活用したイベント等により、住みたい、行ってみたい、帰ってきたいまちを効果的に情報発信します。
 - ・都市圏でのソフトバンクショップや日吉津イオンのイベントなどで空き家情報を発信
 - ・緑水園やキナルなんぶでのワーケーションの場の提供。ゲストハウスてま里や農泊事業者による親子ワーケーションでの関係人口の創出
 - ・観光や移住定住イベントの開催をデジタルで行うことによる「デジタル関係人口」、「オンライン関係人口」の創出

- アプリやICTを活用し、防災の啓発や適時的確な情報発信により災害に強い安全安心なまちづくりを進めます。
 - ・ヤフー防災アプリにより、緊急時の情報提供
 - ・移動役場車両を災害時に活用し、避難所への輸送、インターネットによるリアルタイムな災害支援、情報を発信
 - ・光ファイバー網の新たな活用として、センサーによる被災状況の早期把握、健康データの取得による見守り、鳥獣害被害の防止、水位計測など省力化かつ低コスト化を図る。

- デジタルデバイドを解消し、今後のデジタル社会に対応します。
 - ・スマホ講座の開催

5 南部町の推進体制組織図

